

## 令和5年度第12回臨時総会 議事録

開催日時	令和6年3月7日(木) 午後3時00分～午後3時23分
開催場所	たかじょう庁舎6階 大会議室
出席委員	大崎 恭寿 池澤 誠 石黒 康誠 植田 俊博 加藤 孝幸 長山 裕美 中島 義幸 大野 哲 竹内 佳代 中島 正根 山本 和正 前田 眞作 廣瀬 良之 久保 壽美男 川澤 一博 中村 富貴 山脇 天臣 以上17名
欠席委員	森田 浩明 古田 辰雄 以上2名
事務局	永野事務局長 上田次長 近森主幹 堀内係長 長澤主任 北村主任 以上6名
議題	議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 議案第2号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
報告事項	農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について
その他	

開 会	大野会長が議長となり、開会を宣す。(午後3時00分)
議事録署名委員	議長が、池澤誠委員、竹内佳代委員を指名する。
議 事	
議 長	<p>それでは、お手元に配付いたしました会議次第により議事を進めてまいります。</p> <p>議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、事務局より説明願います。</p>
北村主任	<p>それでは、議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、ご説明いたします。農業を営んでいた被相続人から、相続により農地等を取得した相続人が、引き続き農業を営むのに伴い、農地等の相続税の納税猶予を受けるため、今回1件の適格者証明願が提出されております。</p> <p>議案第1号と記載しておりますものの1ページから2ページをご覧ください。案件1は、被相続人が令和5年10月に亡くなられたことにより、相続人が旭地区の計2筆、1,623.00㎡の農地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。</p> <p>この案件につきまして、申請人同行のうえ、地元の推進委員と現地調査を行い、農地であることと共に適格者であることを確認しております。各筆の作付品目については、備考欄に記載のとおりです。申請人に適格者証明書を交付したいので、承認をお願いいたします。説明は以上です。</p>
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見・質問なし —
議 長	ないようですので、本件は議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	— 異議なし —
議 長	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。</p> <p>それでは、議案第2号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認につい</p>

議 長	て、事務局より説明願います。
北村主任	<p>それでは、議案第2号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認についてご説明いたします。相続税の納税猶予の特例の適用を受けた農地等について、相続税の申告期限の翌日から20年を経過することに伴い、適用を受けた農地等の利用状況について、税務署から、1件の照会がありました。議案第2号と記載しておりますものの1ページをご覧ください。案件1は、被相続人が平成15年12月に亡くなられたことにより、相続人が、朝倉地区の計3筆、1,326.00㎡の農地を相続したのち、営農を継続し、20年を経過するものです。以上1件です。これらの案件につきまして、相続人の家族同行のうえ、地元の推進委員と現地調査を行い、いずれも農地として使用されていることを確認しております。特例の適用を受けた農地等の所在地番、利用状況の詳細については、議案書に記載のとおりです。</p> <p>税務署に、これらの内容で報告したいので、承認をお願いいたします。説明は以上です。</p>
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見・質問なし —
議 長	ないようですので、本件は議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	— 異議なし —
議 長	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。</p> <p>それでは、報告事項に移ります。高知市担い手育成総合支援協議会幹事会において協議され、認定された農業経営改善計画及び青年等就農計画について、事務局から報告願います。</p>
堀内係長	— 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について 報告 —

議長	報告が終わりましたが、この件についてご質問等はございませんか。 養鶏場の形態等についてはわかりますか？山本さん知りませんか。
山本和正委員	この方とは直接お会いしたことはないんですけども、夢産地とさやま開発公社の方に、大崎さんという方がいて、土佐ジローを飼育しております。そこに研修で入られて、今は独立して養鶏をやっていると聞いております。
植田俊博委員	認定日は令和5年でいいのでしょうか？
堀内係長	この方の認定日なんですけれども、この方はこの後、経営開始支援資金を受ける予定になっておりまして、その資金が、経営開始から最長3年となっております。この方が実際に経営を開始されたのが、令和5年3月1日になっておりまして、令和6年3月1日を過ぎて認定をしてしまうと、令和5年3月からの1年分の資金がもらえない形となりますので、さかのぼって認定をするということで、営農開始の令和5年3月1日が認定日となっております。
議長	以上で、本日予定しておりました議題及び報告事項は全て終了しました。その他に、委員の皆さんから、何かご意見等はありませんか。
委員	— 意見なし —
議長	事務局から、何か連絡事項はありませんか。
長澤主任	— 3月28日開催の会議についてお知らせ —
議長	他にありませんか。
中島正根委員	タイミングがずれてますけど、マスコミからの食料危機の対策法案について、国会に提出されると聞いたが、何か情報があれば私たちにもつないでもらうたら嬉しい。

永野事務局長	事務局の方にも詳しい情報は、まだ入ってきておりません。
中島正根委員	高知新聞に載っているとしたら、先に事務局も知ってると思いますが。
永野事務局長	また確認をさせてください。
議 長	<p>一旦ことがあった時の輸入体制をどうするかという事ばかり議論になっている。実際、日本でどうやって食料を増やしていくかという議論になってない。こういう批判があります。はっきり言って、私もそう判断します。輸入をどうするかどうかは、今までやってきたことであって、輸入が途絶えたときに、初めて発令するような法案を作っても無益やないかというふうに思っております。この件については、国の方の農業会議の会に出席できれば意見を申したいと思いますが、もうすでに決定しているというのが現状です。</p>
中島正根委員	<p>飢饉のことについて、基本的な元のことをせんずつに、農家はいつでも言うことをきくので、言うとおりに作らせて言うことをきかなかつたら罰金を課すなどと、表面だけの無茶苦茶なことになっている。地域計画の担い手になったら義務になるよね。地域計画も何もないと。地域計画を作らないと。担い手になったらみこしを担がないかんき百姓やめちゃおうと思う。</p>
議 長	<p>ここで報告事項と言いますか、この2月、2つ会議がありました。高知県内で開いた会議でございます。1つが中四国9県の農業会議の会長の会で、6県の参加がございました。もう1つが四国4県の会議で、中四国の9県の会議は私が出席でしたが、四国4県の会議は4名の運営委員に出席していただいて、話を聞いていただきました。今後、人・農地プラン、地域計画を作った場合には、農業公社にすべて話を持っていくというようなことが議題になりましたが、そんなことは無理やないか、という話になりました。北海道や東北の米一作とか、畑作一作という地域は、公社が一括してやった方がもっと効率がいいと思いますが、中四国の山間部が多い地域としては、公社一括で本当にできますかというようなことになって、中四国としては公社一括でいろいろやっていくのは無理やということで、今の貸借の20条等、延長措置を取って</p>

議長	ほしいというような話が出まして、これを四国の一致した意見としまして、全国農業会議所に話をあげております。これが、果たして西日本を巻き込んだ意見になるかどうか分かりませんが、いったん決定したとなっても、我々全体では、このようなことは無理やないかと言うていくべきやと思います。  他に何かありませんか。
委員	— 意見なし —
議長	以上をもちまして、令和5年度第12回臨時総会を閉会いたします。
閉会	議長が挨拶して閉会を宣す。(午後3時23分)

以上のとおり、会議の次第を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和6年4月25日

議長 大野 哲

議事録署名委員 池澤 誠

議事録署名委員 竹内 佳代

議事録作成者 北 村 景 子